

第3号議案

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和7（2025）年10月22日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

建指第244号

令和7（2025）年10月15日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

栃木県知事 福 田 富 一

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷 地 面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	真岡市長田 126-1 126-6 128-2 1915-2 1915-4 131-1 131-2 1915-1 の各一部	3175.90 m ²	

位置図

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

